

地域子ども・子育て支援事業について

群馬県子ども・子育て支援課 子育て支援係

1 令和6年度の主な改正点

(1) 子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業

令和4年改正児童福祉法施行に伴い、子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業を創設

① 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。

※ 利用者負担軽減の充実を図るため、生活保護世帯等に対し、利用者負担減免を行う場合に別途加算

② 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図る。

③ 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る。

(2) 利用者支援事業

令和4年改正児童福祉法施行に伴い、利用者支援事業の類型を見直し、こども家庭センター及び地域子育て相談支援機関の整備を推進するとともに、「こども未来戦略」を踏まえ、こども家庭センターにおける統括支援員の配置にかかる補助を拡大する。

(3) 延長保育事業

延長保育事業について、1時間の延長保育を実施する場合の平均対象児童数を引き下げる（6人→3人）とともに、30分の延長保育を実施する場合の補助基準額の引き上げ（年額30万円→年額60万円）等を行う。

(4) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

「放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）について」参照のこと

(5) 子育て短期支援事業

令和4年改正児童福祉法施行に伴い、子育て短期支援事業を拡充し、親子入所等による支援を受けられるようにする。

(6) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業の土日祝日開所を推進していくため、週6日以上開所する場合に基本分単価の拡充（現行の「6～7日型」単価を見直し「7日型」を創設）を行う。

(7) 病児保育事業

病児保育事業について、病児保育の安定的な運営に資するよう、「こども未来戦略」を踏まえ、基本単価の引き上げを行うとともに、当日キャンセル対応加算を本格実施する。

※ 「当日キャンセル対応加算」

病児対応型及び病後児対応型について、前日までの利用申し込みの状況を踏まえて受入体制を維持していることを一定程度評価するための加算

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の提供会員の増加・定着を推進するため、「預かり手増加のための取組加算」の充実や、提供会員になって間もない者等の相談体制を強化する取組の支援を行う。

※ 「預かり手増加のための取組加算」

出張登録会や無料託児付き説明会の開催、SNS等を活用した周知・広報などの取組を行う場合に加算【新設】